

記載例

盛岡市国民健康保険高額療養費支給申請書

国保

ポイント1【押印】

申請印・捺印を必ず押印してください。

ポイント2【電話番号】

可能な限り、日中連絡可能な電話番号を記入してください。

申請内容について確認のため、お電話することがあります。

ポイント3【口座記入方法】

お手元の通帳をご確認ください。

また、ゆうちょ銀行の方の場合には、できるだけ、通帳のコピー（振込先がわかるページ）を添付してください。

ポイント4【委任欄】

世帯主の方以外の口座へ振込む場合には委任欄に、世帯主の方の氏名の記名と押印（申請印と同じ印）が必要です。

ポイント5【第三者行為】

疾病等を原因とする療養であれば「いいえ」にチェックをしてください。

第三者の行為によるケガ等（交通事故、闘争、食中毒など）の場合、別途届出が必要です。

ポイント6【他の制度の利用状況】

公費負担医療（例：難病医療、自立支援など）の受給者証をお持ちの方は、各受給者証等の内容をご記入ください。

また、医療助成（乳幼児・妊産婦・小学生・中学生・ひとり親・寡婦・重度心身障がい者・中度身体障がい者）については、医療助成年金課（626-7528）担当です。

ポイント7【受診医療機関等】

① 別紙に、「受診月ごと」に記入してください。

② 領収証（または支払証明書）※1のコピー※2を添付してください。

※1 医療機関への振込による支払の場合には、請求書と振込金受領書（振込票）

※2 領収証原本が送付された場合返却致しません。事情等があり、後日返却を申出された場合には、返却に必要な費用（切手代等）は申請者負担となりますことをご了承ください。

申請先

020-8530

盛岡市内丸12番2号
健康保険課 給付係

【高額療養費支給申請】

入っている書類にチェックをしてください

- 盛岡市国民健康保険高額療養費支給申請書
- 盛岡市国民健康保険高額療養費支給申請書 別紙
- 領収証のコピー
- 通帳のコピー（必要な方のみ）

切り取りの上、封筒の宛名等にご活用ください。

盛岡市長
次のとおり申請します。

令和 2 年 4 月 10 日

(申請者) 世帯主 住所 盛岡市 内丸12番2号

個人番号 (記入不要)

氏名 国保 太郎

電話番号 019-651-4111

① 被保険者証の記号番号 0000 - 12345

② 受領方法 窓口払 口座振込

フリガナ モリオカ フリガナ モリオカシヤクショ

盛岡 銀行 農協 信金 盛岡市役所 支店 支所 出張所 普通

口座番号 1234567 フリガナ モリオカ タロウ

口名 義人 国保 太郎

③ 委任 私に対する決定支給額の支払いは、上に記載の口座に振り込みください。(世帯主名)

④ 第三者行為 今回の療養について、交通事故等第三者行為が含まれますか。
いいえ はい: 該当医療機関名 ()

⑤ 他の制度から医療費助成等を受けているかどうか
なし あり → ありの場合には、次の項目にも記入をお願いします。

助成を受けた制度名

助成内容 全額助成 一部助成 (上限額 円/1ヵ月)

医療機関名

助成を受けた制度名

助成内容 全額助成 一部助成 (上限額 円/1ヵ月)

医療機関名

⑥ 傷病名 診療報酬明細書のとおり

⑦ 療養を受けた医療機関・薬局等の名称・所在地 別紙のとおり

療養を受けた期間 別紙のとおり

入院・外来等の別 別紙のとおり

療養に対し病院に支払った額 別紙のとおり

(注)

- 高額療養費の支給は、申請から約3か月程度かかります。また、医療機関等からの診療報酬明細書(レセプト)などにより審査致しますので、審査内容によっては、さらに数か月お待ちいただくことがあります。
- 支給額は、審査機関による診療報酬明細書の審査の結果に基づき決定します。
- 傷病の原因が交通事故等の第三者の行為によるものであるときは、別途届出が必要です。
- 前年の所得申告をされていない方は、上位所得者としての取扱いになります。未申告の方は所得の申告をしてください。
- 申請できる期間(時効)は、診療を受けた月の翌月1日から2年以内です。
- 国民健康保険税に未納がある場合には、保険税への充当についてご相談させていただくことがあります。